

岐阜県教職員組合 臨時教職員対策部

団 体 交 渉 回 答 要 旨

日 時 令和4年8月1日 15時30分～

会 場 教育委員会室

《団体交渉次第》

1. 団体交渉の開始（15：30）
2. 岐阜県教職員組合 あいさつ
3. 要望にかかる質疑
4. 団体交渉の終了（17：00）

団 体 交 渉 回 答 要 旨

岐阜県教職員組合臨時教職員対策部 (令和4年8月1日)

要 望 事 項	回 答
1	臨時的任用職員・任期付採用職員に関して、以下のことを要望します。
	<任用>
(1)	年度当初に必要な教員数(基礎定数および加配定数)を正式任用で配置されるよう、それに見合う任用候補者名簿をつくること。 教職員の年齢構成や定年延長制度の導入等を踏まえ、中長期的な採用計画に基づき教員採用選考試験を実施し、「岐阜県公立学校教員採用候補者名簿」を作成していることをご理解ください。
(2)	夏季休業前に産休に入る予定の教員に対しては、年度当初から当該校に臨時的任用職員を配置すること。 産前産後休暇取得前の臨時的任用職員の任用については、財政的負担を伴うものですので、慎重な検討が必要であり、予算や各校の状況等を踏まえながら対応してまいります。
(3)	次年度の任用については、正規教職員の内示の日に関わらず、速やかに行うこと。その際、赴任校、学級担任の有無及びその他の条件(教員住宅の有無等)を提示すること。 臨時的任用職員の次年度における任用については、本務の教職員の人事異動と連動しているため、内示日より前に、臨時的任用職員に対して、任用の有無をお知らせすることは難しいですが、できる限り速やかに対応できるよう検討してまいります。
	<産休>
(4)	「産休法」に基づき、産休を取得する臨時的任用職員の代替教員を任用すること。 予算措置の範囲内で、対応しているところです。
	<2級格付け>
(5)	同一労働・同一賃金の原則に基づき、臨時的任用職員は2級格付けで任用すること。 岐阜県では、現在、本務者を「教諭」として格付けしており、臨時的任用職員は本務者と同様の任用格付けしていません。 今後、「同一労働、同一賃金」の原則のもと、教諭と講師との職務内容の違いや他県の2級適用状況などを踏まえ、検討してまいります。
(6)	「期限のある正規職員」である任期付採用職員を2級格付けで任用すること。 任期付採用職員は、本務者として採用しておりますが、講師として任用格付けしております。 今後、「同一労働、同一賃金」の原則のもと、教諭と講師との職務内容の違いや他県の2級適用状況などを踏まえ、検討してまいります。
	<ハラスメントの禁止>
(7)	臨時教職員に対して管理職からのハラスメント的な行動、言動をなくすよう指導すること。 臨時的任用職員を含めた全ての教職員に対して管理職からのハラスメント的な言動がなくなるよう、研修等を通じて引き続き徹底してまいります。

団 体 交 渉 回 答 要 旨

岐阜県教職員組合臨時教職員対策部（令和4年8月1日）

要 望 事 項	回 答
2	すべての会計年度任用職員に関して、以下のことを要望します。
	<報酬>
(1)	物価高騰の状況や任用希望者数の減少を踏まえ、報酬単価(月額及び時間額)を大幅に増額すること。 報酬額については、業務内容の性質等を勘案して定めております。知事部局の動向も踏まえながら、検討してまいります。
	<手当>
(2)	期末手当・増額報酬を、すべての会計年度任用職員に支給できるようにすること。 期末手当及び増額報酬については、支給の要件を満たしている方だけの支給となっていることをご理解ください。
(3)	期末手当・増額報酬の支給条件にある勤務時間数は、当面勤務条件通知書上の一週間の勤務時間とすること。 期末手当・増額報酬について、「年間の総勤務見込時間」を「全任用期間の総日数」で除した「1週間当たりの正規の勤務時間」に基づいて支給対象を判断していることをご理解ください。
	<任用>
(4)	今年度、制度施行後初めて「再度の任用は2回目まで」に該当する職員がいる。すべての会計年度任用職員に対し、来年度の任用手続きについて12月末までに周知すること。 12月末の段階では、来年度の任用の有無について、会計年度任用職員に対してお知らせすることは困難ですが、任用手続きについては、できる限り早い段階で、改めてお知らせできるよう検討します。
	<報酬単価の変動>
(5)	報酬単価が減額となった会計年度任用職員に対し、減額された理由を説明すること。 県立学校については、令和4年7月12日付け事務連絡において、各校の会計年度任用職員に対して、勤務1時間あたりの報酬額の算出方法を明示し、会計年度任用職員に対して周知を指示したところです。 小中学校についても、同様の対応をする予定です。
(6)	年間の休日日数によって報酬単価（時間額）が変動する会計年度任用職員の募集の際には、報酬単価の算出方法について明示すること。 県立学校については、令和4年7月12日付け事務連絡において、会計年度任用職員の新規の募集・再度の採用にあっても、勤務1時間あたりの報酬額の算出方法を説明するよう指示したところです。 小中学校についても、同様の対応をする予定です。
(7)	当該職員に不安と不信感を与えることのないよう、年間の休日日数による変動がない報酬単価制度への改善を図ること。 報酬額については、業務内容の性質等を勘案して定めております。知事部局の動向も踏まえながら、検討してまいります。

団 体 交 渉 回 答 要 旨

岐阜県教職員組合臨時教職員対策部（令和4年8月1日）

要 望 事 項	回 答	
3	小中学校の非常勤講師全般に関して、以下のことを要望します。	
	<任用>	
(1)	次年度の任用については、正規教職員の内示の日に関わらず、速やかに行うこと。その際、赴任校、勤務時間（授業および準備等の時間）を提示すること。	臨時的任用職員の次年度における任用については、本務の教職員の人事異動と連動しているため、内示日より前に、臨時的任用職員に対して、任用の有無をお知らせすることは難しいですが、できうる限り速やかに対応できるよう検討してまいります。
(2)	任用時における雇用時健康診断書提出を、県立学校と同様に無くすこと。	雇入れ時健康診断については、今後検討してまいります。
(3)	任用期間を県立学校と同様に4月1日から3月31日までとすること。	現在、任用期間については学校の実情に応じて勤務を必要とする期間を任用期間としております。
	<勤務時間>	
(4)	年間の授業時間数に合わせて、年間総勤務時間数は40週を最低基準とすること。	学校教育法施行規則第51条に規定された標準授業時数に基づき年間総勤務時間数を決定しております。財政状況が厳しい中ではありますが、各学校の要望する時間数にできうる限り応えられるよう努めてまいります。
(5)	週の勤務時間数は、少人数指導加配の場合は週10時間といったように一律にするのではなく、学校が必要とする勤務時間数にすること。	例えば少人数指導加配の場合は標準時数を週10時間としておりますが、各学校における必要週指導時数に応じて加配措置しているところです。
(6)	週の授業準備等の時間を授業時間数の4分の1以上に変更し、授業に必要な準備等の時間を勤務として確実に保証すること。	財政状況が厳しい中ではありますが、準備等の時間を勤務時間として保証した年間総勤務時間数を配当できるよう努めてまいります。
(7)	年間総勤務時間数を超えて勤務した時間に対しても報酬が支給できるよう、年度途中に補正予算を請求して確保すること	各学校に対して、配当された時間数をもとに、予め1年間の勤務時間を割り振るよう指示しているところです。予算上認められた時間数を、できうる限り各学校の要望に沿えるよう配当しておりますので、年間総勤務時間数を超えて勤務するということがないよう、勤務時間の適切な割振りと管理を各学校に指示しております。
	<勤務実績簿>	
(8)	打ち合わせや校長面談、テストの採点など、授業や準備以外の業務も「その他の勤務した時間」として分単位で報告できることを当該職員に周知するこ	各学校に対して、配当された時間数をもとに、予め1年間の勤務時間を割り振るよう指示しているところです。業務を遂行するために勤務した時間は報酬支給対象であることを再度周知してまいります。

団 体 交 渉 回 答 要 旨

岐阜県教職員組合臨時教職員対策部 （令和4年8月1日）

	要 望 事 項	回 答
	と。	
(9)	勤務実績簿の「週時程内で勤務した時間」で、プルダウンの「準備」は「準備等」に改めること。	勤務実績簿の「週時程内で勤務した時間」で、プルダウンの「準備」を「準備等」に変更することについて、検討してまいります。
	<休暇>	
(10)	年次休暇について、勤務条件通知書に記載してあるように別紙により通知し、年次休暇取得の仕方について説明すること。	「年次休暇」について「岐阜県教育委員会会計年度任用職員 非常勤講師年次休暇付与日数確認シート」を活用し、当該職員に交付しているところです。また、「会計年度任用職員制度における事務手続きの手引き」は各学校へ配布しております。
(11)	非常勤講師の年次休暇取得状況を把握し、公開すること。	現行システムでは非常勤講師の年次休暇取得状況を把握することは難しいです。各学校において適切に管理していただくよう各教育事務所を通して周知してまいります。
(12)	5日以上の年次休暇や夏季休暇の取得を勧めること。	休暇の取得の推進について、教育事務所を通して働きかけてまいります。
4	県立の非常勤講師に関して、以下のことを要望します。	
	<報酬>	
(1)	授業3コマにつき準備・処理のための1時間を加えた時間数を週の勤務時間とし、勤務条件通知書に明示すること。	財政状況が厳しい中ではありますが、各校の要望する時間数にできる限り応えられるよう、既に授業の準備等の時間を加えて各校に時間数を配当しているところです。
(2)	実習・実技を伴う教科の授業については準備・処理に多くの時間を必要とするため、その実情にあわせた報酬を保証すること。	既に授業の準備等の時間を加えて各校に時間数を配当しているところです。
(3)	年間総勤務時間数は、上記(1)(2)に加え、打ち合わせ等の時間や夏季の休暇・年次休暇の日数分の時間を加えて予算請求し、確保すること。	財政状況が厳しい中ではありますが、各校の要望する時間数にできる限り応えられるよう、努めてまいります。
(4)	年間総勤務時間数を超えて勤務した時間に対しても報酬が支給できるよう、年度途中に補正予算を請求	各校に対して、配当された時間数をもとに、予め1年間の勤務時間を割り振るよう指示しているところです。予算上認められた時間数を、できる限り各校の要望に沿えるよう配当しておりますので、年間総勤務時間数を超えて勤務すると

団 体 交 渉 回 答 要 旨

岐阜県教職員組合臨時教職員対策部 （令和4年8月1日）

要 望 事 項	回 答
して確保すること。	ということがないよう、勤務時間の適切な割振りと管理を各校に指示しております。
＜特別非常勤講師の報酬＞	
(5) 特別非常勤講師の報酬単価を教科等担当非常勤講師と同等にすること。	特別非常勤講師は、教員免許状を有しないが、特定分野について優れた知識や技術を有する社会人を任命するものであり、年間を通じて教科全体を指導しないことから、教科担当非常勤講師との差異化を図っています。
(6) 1年間の授業を担当する特別非常勤講師の年間総勤務時間数を、教科等担当非常勤講師と同様に週1コマにつき年45時間で配当すること。	特別非常勤講師は、年間を通じて教科全体を指導しないことから、教科担当非常勤講師との差異化を図っており、予算上、教科担当非常勤講師と同様の時間配当は困難です。
＜勤務実績報告＞	
(7) 授業以外の準備、片付け、採点等を含む実勤務時間が報告できる新しい「勤務管理票」を使うよう、各学校に指示すること。	令和4年7月12日付け事務連絡において、各校に対して、時間単位による勤務管理票の使用を指示したところです。
(8) 授業以外の準備、片付け、採点等の勤務に対しても報酬が支給されることを管理職や事務、当該職員に周知すること。	授業の準備等の時間を加えて各校に時間数を配当していることについて、今後も引き続き周知してまいります。
＜勤務条件通知書＞	
(9) 勤務条件通知書に「原則として...除く」とされた「定期考査や学校行事実施日」の部分削除すること。	「原則として」とあるように、各校における学校運営上の必要に応じての対応となっています。
＜休暇＞	
(10) 非常勤講師の「年次休暇」および「年次休暇以外の休暇」について周知する文書を、勤務条件通知書と一緒に交付すること。	令和4年7月12日付け事務連絡において、各校の会計年度任用職員に対して、「会計年度任用職員休暇一覧」を配付し、休暇制度について周知を指示したところです。
＜社会保険＞	
(11) 他校兼務を併せて週20時間以上の勤務なら「共済組合（健康保険）」に加入できるように要請すること。	加入条件については、社会保険事務所の判断によります。

団 体 交 渉 回 答 要 旨

岐阜県教職員組合臨時教職員対策部 （令和4年8月1日）

	要 望 事 項	回 答
	<定期健康診断について>	
(12)	受診できる定期健康診断の診断項目を常勤職員と同様にすること	令和4年度から、週勤務29時間以上の会計年度職員についても検査項目を拡充し、常勤職員と同様の検査を実施しております。

【懇談事項】

< 5 教員採用選考試験について要望 >

(1)	臨時教員の経験が尊重されるよう、常勤、非常勤に関わらず一定の経験年数を採用試験の一部免除や加点の対象に加えてください。	
(2)	前年度1次選考試験合格者については、第1次選考試験の免除をしてください。	
(3)	任期付採用職員選考試験の試験内容、受験者数、合格者数、実際の任用数の公開をしてください。	